

田原市高齢者福祉活動奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において高齢者が安心して生活できるよう、地域住民が一体となって、見守り活動や地域行事の開催その他、地域の取組を支援することを目的とする。

(奨励金対象者等)

第2条 市長は、高齢者の見守り活動等を実施するコミュニティ協議会に対し、田原市高齢者福祉活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

(奨励金対象事業)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 田原市老人クラブ連合会に加入する地域団体の活動に対する支援
- (2) 高齢者を主とした2種類以上の地域行事の開催に対する支援
- (3) 高齢者に対する見守り、安否確認等の取組に対する支援
- (4) 高齢者を主とした介護予防、健康づくり等の取組に対する支援

(奨励金交付額等)

第4条 奨励金の対象経費、基準額及び交付額は、次のとおりとする。

- (1) 対象経費 前条の事業の実施に要する報償費（贈答を目的とした金品に要する経費を除く。）、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに負担金、補助及び交付金
- (2) 基準額 別表のとおり
- (3) 交付額 基準額の範囲内における対象経費の実支出額。ただし、予算の定める額を上限とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとするコミュニティ協議会（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施しようとする日の2週間前までに福祉活動奨励金交付申請書（様式第1号）及び福祉活動奨励金事業計画書（様式第2号）（以下「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合に、奨励金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を

するものとする。

- 2 市長は、奨励金の目的を達成するために必要があるときは、交付決定に条件を付することができる。

(決定通知)

第7条 市長は、交付決定をしたときは、福祉活動奨励金交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 前条第2項の条件があるときは、前項の規定による通知に併せてその条件を通知するものとする。

(内容変更)

第8条 前条の規定により、交付決定の通知を受けたコミュニティ協議会(以下「事業者」という。)は、交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に福祉活動奨励金変更交付申請書(様式第4号)及び福祉活動奨励金変更活動計画書(様式第5号)(以下「変更申請書等」という。)を提出し、その承認を得なければならない。

(変更決定の通知)

第9条 市長は、変更申請書等を受理したときは、第6条及び第7条に準じ、交付決定の変更を決定し、福祉活動奨励金交付決定変更通知書(様式第6号)により、事業者に通知するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、交付決定した額(前条に規定する変更交付決定による額を含む。ただし、次項に該当する場合を除く。)の範囲内について、事業者からの福祉活動奨励金概算払請求書(様式第7号)に基づき概算払を行うことができる。

- 2 概算払の交付後、前条の規定により交付決定の変更があった場合は、概算払は行わないものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 事業者は、交付決定の対象となった全ての活動が終了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、福祉活動奨励金事業実績報告書(様式第8号)及び福祉活動奨励金事業報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定)

第12条 市長は、福祉活動奨励金事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めた場合に、交付すべき奨励金の額を確定して事業者に福祉活動奨励金確定通知書（様式第10号）を通知するものとする。

2 前項の交付すべき奨励金の額は、実支出額と交付決定の額又は変更交付決定額のいずれか低い額とする。

（精算払）

第13条 市長は、前条に規定する奨励金の確定額から第10条の概算払の額を控除した残額について、事業者からの福祉活動奨励金精算払請求書（様式第11号）により交付しなければならない。

（交付決定の取消し又は奨励金の返還）

第14条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定及び交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 奨励金を他の用途に使用した場合
- (3) 奨励金の運用又は事業の執行方法が不適切と認められる場合
- (4) 実支出額が概算払の額に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けずに事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止した場合
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は奨励金の交付に関し不正の行為があった場合

（遅延利息）

第15条 事業者は、前条に規定する処分により奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額について年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の整備）

第16条 事業者は、奨励金の交付を受けた事業の収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類について当該事業を完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が

必要ないと認めた場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(田原市ひとり暮らし高齢者福祉活動奨励金交付要綱の廃止)
- 2 田原市ひとり暮らし高齢者福祉活動奨励金交付要綱(平成23年4月1日施行)は、廃止する。
(令和2年度における対象経費の特例)
- 3 第4条第1号の規定にかかわらず、令和2年度に限り、同号中「報償費(贈答を目的とした金品に要する経費を除く。)」とあるのは「報償費(贈答を目的とした商品券については、田原市商工会及び渥美カード事業協同組合が発行する商品券に要する経費に限る。)」とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	基準額
<p>第3条第1号 田原市老人クラブ 連合会に加入する地 域団体の活動に対す る支援</p>	<p>会員数×350円+団体数×35,000円</p>
<p>第3条第2号及び第 3号 高齢者を主とした 地域行事の開催に対 する支援 高齢者に対する見 守りや安否確認等の 取組に関する支援</p>	<p>(70歳以上高齢者数×500円+65歳以上ひとり 暮らし高齢者世帯数×3,000円)×85%(千円未 満切捨て) ただし、2種以上の事業を行うことが困難であり、 1種類の事業を行う場合は、基準額の1/2の額(千 円未満切捨て)とする</p>
<p>第3条第4号 高齢者を主とした 介護予防、健康づく り等の取組に対する 支援</p>	<p>2,000円×1時間×24回</p>

様式第1号 (第5条関係)

福祉活動奨励金交付申請書

年 月 日

田原市長 様

申請者 団体名 _____

代表者職氏名 _____

年度田原市高齢者福祉活動奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業目的 _____

2 事業内容 _____

3 実施期間 着手 (予定) _____ 年 月 日

完了 (予定) _____ 年 月 日

4 交付申請額 金 _____ 円

5 添付書類

(1) 福祉活動奨励金事業計画書

(2) その他参考となる資料

福祉活動奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度田原市高齢者福祉活動奨励金について、下記のとおり交付決定したので通知
します。

記

1 奨励金の対象となる事業の目的、内容及び実施期間

年 月 日付による申請書のとおり

2 福祉活動事業に要する経費及び奨励金等交付決定額

事業に要する経費 金 _____ 円

奨励金の交付決定額 金 _____ 円

3 奨励金の交付条件

様式第4号（第8条関係）

福祉活動奨励金変更交付申請書

年 月 日

田原市長 様

申請者 団体名 _____

代表者職氏名 _____

年度田原市高齢者福祉活動奨励金について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

- 1 変更等の内容及び理由 別紙福祉活動奨励金変更活動計画書のとおり
- 2 奨励金交付申請額（変更後の総額） 金 _____ 円
- 3 添付書類
 - （1）福祉活動奨励金事業変更計画書
 - （2）その他参考となる資料

福祉活動奨励金変更活動計画書

年 月 日

田原市長 様

申請者 団体名 _____

代表者職氏名 _____

年度田原市高齢者福祉活動奨励金事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更後の福祉活動事業に要する経費及び奨励金の交付決定額

	交付申請額	変更額等	変更後の額
事業費計			
奨励金額計			

4 その他

※必要に応じて資料添付

福祉活動奨励金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度田原市高齢者福祉活動奨励金の交付決定について、下記のとおり変更等をすることに決定したので通知します。

記

- 変更等の内容 _____
- 変更等の理由 _____
- 変更後の福祉活動奨励金事業に要する経費及び奨励金交付決定額
事業に要する経費 金 _____ 円
奨励金の交付決定額 金 _____ 円
- 奨励金の交付条件

様式第7号 (第10条関係)

福祉活動奨励金概算払請求書

年 月 日

田原市長 様

団体名 _____

代表者職氏名 _____

年度田原市高齢者福祉活動奨励金の概算払について、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定(変更交付決定)額 金 _____ 円

2 概算払請求額 金 _____ 円

区 分	積 算 額	第1回概算払	第2回概算払	第3回概算払
福祉活動奨励金				

様式第8号（第11条関係）

福祉活動奨励金事業実績報告書

年 月 日

田原市長 様

申請者 団体名 _____

代表者職氏名 _____

年度田原市高齢者福祉活動奨励金事業が完了したので、下記により報告します。

記

1 事業目的 _____

2 事業内容 _____

3 実施期間 着手 _____年 月 日

完了 _____年 月 日

4 事業実績

5 添付書類

(3) 福祉活動奨励金事業報告書

(4) その他参考となる資料

年 月 日

田原市長

様

団体名 _____

福祉活動奨励金事業報告書

区 分	支 援 内 容				
1. 田原市老人クラブ連合会に加入する地域団体の活動に対する支援	内容			事業費	円
2. 高齢者を主とした地域行事の開催に対する支援	事業名	事業①	対象者	事業費	円
		事業②			円
3. 高齢者に対する見守りや安否確認等の取組に関する支援	次の該当する活動に○を付けてください。 ・近所での声かけ ・各種団体の活動参加の呼びかけ ・地域の行事参加の呼びかけ ・安否確認行動 ・その他 ()			事業費	円
4. 高齢者を主とした介護予防、健康づくり等の取組に対する支援	内容 実施計画 1回1時間以上、1か月2回以上(定期開催)			事業費	円
事業費合計					円
奨励金交付申請額					円

※添付資料

・事業実績写真、その他参考資料

様式第10号 (第12条関係)

福祉活動奨励金確定通知書

第 号

年 月 日

様

田原市長

年度田原市高齢者福祉活動奨励金については、下記のとおり奨励金の額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|----------------|---|-------|---|
| 1 確定の基礎となった事業費 | 金 | _____ | 円 |
| 2 交付決定通知額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 交付確定額 | 金 | _____ | 円 |

様式第11号 (第13条関係)

福祉活動奨励金精算払請求書

年 月 日

田原市長 様

団体名 _____

代表者職氏名 _____

年度田原市高齢者福祉活動奨励金の精算払について、下記のとおり請求します。

記

- 1 奨励金確定額 金 _____ 円
- 2 概算受領済額 金 _____ 円
- 3 差引請求額 金 _____ 円

区 分	積 算 額	第1回概算払	第2回概算払	第3回概算払
福祉活動奨励金				